

会計年度雇用職員の退職手当に関する規程

(平成 13 年 9 月 26 日規程第 3 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、会計年度雇用職員（以下職員という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(摘要の範囲)

第 2 条 この規程による退職手当は、5 年以上継続して勤務した職員の内、フルタイム職員が退職した場合、その者が死亡した場合には、その遺族に支給する。

2 「正規職員給与規程」第 18 条の規程により、定年を理由に退職手当を支給した再雇用職員については、本規程での退職手当は支給しない。

3 フルタイム職員が 5 年以上継続して勤務した後、一旦退職し正規職員として採用される場合は、本規程による退職手当を支給する。

(退職手当の基礎となる基準給)

第 3 条 本規程の退職の手当の基礎となる基準給は、職員の退職または死亡した日において適用されていたその者の給料月額（給料が日額で定められて者については、給料の日額の 21 日分に相当する額）とする。この場合において 1 円未満の端数がある時は切り捨てる。

(勤務時間の計算)

第 4 条 勤務時間の計算は、小諸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）職員となった日の属する月から退職または死亡した日の属する月までの年月数にする。

2 第 1 項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。ただし、整理退職後業務上の傷病または死亡による退職に係る場合には、これを 1 年とする。

(退職手当金)

第 5 条 職員が退職したときの退職手当金の額は、その者の勤続期間を次の各号に区分して、第 3 条に規定する基準給に別表に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 5 年以上 10 年以下の者については、1 年につき 100 分の 30

(2) 11 年以上 20 年以下の者については、1 年につき 100 分の 35

(3) 21 年以上の者については、1 年につき 100 分の 40

(遺族に対する退職手当金)

第 6 条 職員が死亡したときは、その者の遺族にその者に給付すべき退職手当金を支給す

る。

- 2 前号に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 配偶者（届出をしていないが、加入職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者の他、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 3 前項に掲げる者が退職手当金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。
- 4 退職手当金の支給を受けるべき順位の者が2人以上いる場合は、その人数によって等分して支給する。

（端数の処理）

第7条 退職手当金の額を算定した場合、円未満の端数があるときは切り捨てる。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別 表 退職手当支給率一覧表

年 数	第5条の率	年 数	第5条の率
5	1. 50	15	5. 25
6	1. 80	16	5. 60
7	2. 10	17	5. 95
8	2. 40	18	6. 30
9	2. 70	19	6. 65
10	3. 00	20	7. 00
11	3. 85	21	8. 40
12	4. 20	22	8. 80
13	4. 55	23	9. 20
14	4. 90	24	9. 60